

| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | | |
|-----------------|---|--|----|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 埼玉県久喜市六万部1435番地 | |
| | ふりがな 名称 | しゃ かい ふく し ほう じん けい わ かい 社 会 福 祉 法 人 啓 和 会 | |
| | 理事長の氏名 | 新 實 啓 悦 | |
| 申請年月日 | 令和2年9月29日 | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理由 |
| | 変更前の条文 | 変更後の条文 | |
| | <p>(略)</p> <p>第7章 公益を目的とする事業</p> <p>(種別)</p> <p>第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害児等療育支援の受託事業</p> <p>(2) 日中一時支援の受託事業</p> <p>(3) 久喜市障害者就労支援の受託事業</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センターの受託事業</p> <p>(5) <u>埼玉県地域生活定着支援センターの受託事業</u></p> <p>(6) <u>巡回支援専門員整備事業</u> (受託事業)</p> <p>(7) <u>久喜市基幹相談支援センターの受託事業</u></p> | <p>(略)</p> <p>第7章 公益を目的とする事業</p> <p>(種別)</p> <p>第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害児等療育支援の受託事業</p> <p>(2) 日中一時支援の受託事業</p> <p>(3) 久喜市障害者就労支援の受託事業</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センターの受託事業</p> <p>(5) <u>巡回支援専門員整備事業</u> (受託事業)</p> <p>(6) <u>久喜市基幹相談支援センターの受託事業</u></p> | |

事業の廃止

| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理由 |
|-------------|---|--|----|
| | 変更前の条文 | 変更後の条文 | |
| | <p>(略)</p> <p>附 則 この定款は、令和元年 8 月 29 日 から施行する。</p> | <p>(略)</p> <p>附 則 この定款は、令和元年 8 月 29 日 から施行する。</p> <p>附 則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。</p> | |